

公益通報者保護法の改正への対応について

1. 結論

公益通報者保護法の改正（令和4年6月1日施行）については、次のとおり対応することとします（法改正：R2.6.12公布、2年以内に施行⇒R4.6.1施行）。

- (1) 一般職の職員
 ⇒ 引き続き「多治見市職員による公益通報に関する条例」の対象とし、所要の条例改正は6月議会に提案します。 ※平成19年度から施行し、実績なし。
- (2) 特別職の職員、派遣労働者及び委託先従業員（並びにこれらを1年以内に退職した者）並びに役員並びに1年以内に一般職の職員を退職した者
 ⇒ 新たに公益通報に関する要綱を制定します（R4.5末までに）。
- (3) 民間労働者（行政機関としての多治見市への通報）
 ⇒ 引き続き「多治見市公益通報者保護法による通報の取扱いに関する要綱」の対象とし、所要の改正を行います（R4.5末までに）。

事業者としての市					行政機関としての市
一般職	特別職	派遣労働者	委託先従業員	役員※	民間労働者
退職者（1年以内）※					
公益通報条例	公益通報要綱（新規制定）				外部通報要綱

※1年以内退職者と役員は、今般の法改正で追加

現条例の対象範囲

新たに体制整備が必要となった範囲

2. 法改正の概要

- (1) 事業者に対し内部通報に必要な体制（窓口設定、調査、是正措置等）を義務付け。
 ※行政機関を含む。常時使用する労働者300人以下は努力義務
- (2) 公益通報対応業務従事者を定め、通報者を特定させる情報の守秘を義務付け（罰則あり、30万円以下の罰金）
- (3) 内部通報・外部通報の実効化
 - ア 保護される対象者……………退職者（退職後1年以内）、役員を追加
 - イ 通報対象事実……………犯罪行為に加え、過料の対象を追加
 - ウ 保護の内容……………通報に伴う損害賠償責任の制限を追加
- (4) 行政機関に対し、体制の整備を義務付け。